2　地方公務員共済組合連合会は、旧規則第十一条の十に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金一元化法附則第二十七条第一項の規定により被用者年金一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の十に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

3　地方職員共済組合の団体組合員に係るものは、旧規則第十二条の八第一項において準用する旧規程第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金一元化法附則第二十七条第一項の規定により被用者年金一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、新規程第八十三条の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

（経過的長期給付組合積立金等の当初額）

第四条　市町村連合会は、旧規則第十一条の四第二項において準用する旧規程第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条第一項の規定により厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規程附則第一条の二第三項において準用する新規程第八十三条の三に規定する経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2　地方公務員共済組合連合会は、旧規則第十一条の十に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条第二項の規定により厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規則附則第四条の二第二項に規定する経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

3　地方職員共済組合の団体組合員に係るものは、旧規則第十二条の八第一項において準用する旧規程第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条第三項の規定により厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規程附則第一条の二第三項において準用する新規程第八十三条の三に規定する経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

（積立金の移換に関する経過措置）

第五条　被用者年金一元化法附則第五十二条第一項の規定により市町村連合会が指定都市職員共済組合から承継した資産の移換が完了するまでの間における市町村連合会の厚生年金保険経理及び経過的長期経理における資産勘定、負債勘定及び資本勘定に属する勘定科目に係る新規則別表第一号表第一号表の一及び附則別表第一の適用については、これらの表中「未還回送金　資産勘定」とする。

（その他の経過措置）

第六条　前四条に定めるもののほか、この省令の施行に伴う必要な経過措置については、別に総務大臣が定める。

○総務省令第三十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の四とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　機構に係る通則法第十九条第四項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）の規定による認可及び承認に係る書類及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号。以下「令」という。）の規定に基づき総務大臣に提出する書類とする。

第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条　削除

（業務実績等報告書）

第六条　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、次の表の上欄及び中欄に掲げる報告書及び項目の区分に応じ、同表の下欄に定める事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況
当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	当該事業年度に係る年度